

改正

平成6年3月31日高砂市訓令第2号
平成6年4月28日高砂市訓令第9号
平成9年4月1日高砂市訓令第2号
平成10年3月31日高砂市訓令第4号
平成12年3月31日高砂市訓令第8号
平成13年3月30日高砂市訓令第1号
平成15年3月31日高砂市訓令第4号
平成16年3月31日高砂市訓令第6号
平成18年3月31日高砂市訓令第7号
令和3年3月31日高砂市訓令第11号

高砂市資源ごみ集団回収運動奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ごみの減量の促進及び資源の有効利用を図るため、市内の自治会等が行う資源ごみ集団回収運動に対し、奨励金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自治会等 自治会、教育委員会が認定した社会教育関係団体及び社会福祉協議会に所属している団体をいう。
- (2) 資源ごみ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第2項に規定する一般廃棄物のうち、紙類、布類、ビン類(酒、しょう油、ビールその他のリターナブルビンをいう。)及び金属類をいう。
- (3) 集団回収 自治会等の構成員により、資源ごみを回収することをいう。

(奨励金の交付対象団体)

第3条 この要綱による奨励金の交付を受けることができる団体は、資源ごみ集団回収運動を自ら実施する自治会等とする。

(奨励金の額)

第4条 奨励金の額は、資源ごみ1kg(ビン類は、1本につき1kgとする。)につき6円とする。

(奨励金の申請)

第5条 奨励金の交付を受けようとする自治会等は、資源ごみ集団回収運動奨励金交付請求書（別記様式。以下「請求書」という。）を市長に提出しなければならない。

(奨励金の交付)

第6条 市長は、前条の請求書を受けたときは、おおむね2箇月ごとに取りまとめ交付するものとする。

(奨励金の返還)

第7条 市長は、奨励金の交付をした後において、不正行為等による事実を確認したときは、当該奨励金の全部又は一部を返還させるものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成3年7月1日から施行する。

附 則（平成6年3月31日高砂市訓令第2号）

- 1 この要綱は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の高砂市資源ごみ集団回収運動奨励金交付要綱第4条の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後に実施した集団回収に係る奨励金について適用し、施行日前に実施した集団回収に係る奨励金については、なお従前の例による。

附 則（平成6年4月28日高砂市訓令第9号）

この要綱は、平成6年5月1日から施行する。

附 則（平成9年4月1日高砂市訓令第2号）

- 1 この要綱は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の高砂市資源ごみ集団回収運動奨励金交付要綱第4条の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後に実施した集団回収に係る奨励金について適用し、施行日前に実施した集団回収に係る奨励金については、なお従前の例による。

附 則（平成10年3月31日高砂市訓令第4号）

- 1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の高砂市資源ごみ集団回収運動奨励金交付要綱第4条の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後に実施した集団回収に係る奨励金について適用し、施行日前に実施した集団回収に係る奨励金については、なお従前の例による。

附 則（平成12年 3 月31日高砂市訓令第 8 号）

- 1 この要綱は、平成12年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の高砂市資源ごみ集団回収運動奨励金交付要綱第 4 条の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後に実施した集団回収に係る奨励金について適用し、施行日前に実施した集団回収に係る奨励金については、なお従前の例による。

附 則（平成13年 3 月30日高砂市訓令第 1 号）

- 1 この要綱は、平成13年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の高砂市資源ごみ集団回収運動奨励金交付要綱第 4 条の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後に実施した集団回収に係る奨励金について適用し、施行日前に実施した集団回収に係る奨励金については、なお従前の例による。

附 則（平成15年 3 月31日高砂市訓令第 4 号）

- 1 この要綱は、平成15年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の高砂市資源ごみ集団回収運動奨励金交付要綱第 4 条の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後に実施した集団回収に係る奨励金について適用し、施行日前に実施した集団回収に係る奨励金については、なお従前の例による。

附 則（平成16年 3 月31日高砂市訓令第 6 号）

- 1 この要綱は、平成16年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の高砂市資源ごみ集団回収運動奨励金交付要綱第 4 条の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後に実施した集団回収に係る奨励金について適用し、施行日前に実施した集団回収に係る奨励金については、なお従前の例による。

附 則（平成18年 3 月31日高砂市訓令第 7 号）

この要綱は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月31日高砂市訓令第11号）

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。